

### ASEAN進出に備えた 知的財産戦略

吉田国際特許事務所（商工研相談業務委嘱先） 弁理士

吉田芳春



**Q** 当社では、新製品について産業財産権を活用しながら成長著しいASEAN（東南アジア諸国連合）に進出して、事業展開をしようと計画しています。ASEAN進出前にはどのようなことに注意を払い、予め準備すべきでしょうか。

**A** 一九六七年にタイ・インドネシア・シンガポール・フィリピン・マレーシアの五カ国で設立されたASEANは、その後ブルネイが加わり、現在ではベトナム・ミャンマー・ラオス・カンボジアの四カ国を加えた十カ国で構成されています。ASEAN自由貿易地域（AFTA）が形成され、二〇一五年までには、後発加盟国においても域内の輸入関税撤廃が予定されています。以下ではASEAN各国

図表① ASEAN知的財産制度一覧

法	特許法		実用 新案法		意匠法		商標法		著作権	
	パリ	PCT	法律 審査	パリ	法律	パリ	マドプロ	ベルヌ	万国	
タイ	○	○	○	×	○	○	○	×	○	×
インドネシア	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○
シンガポール	○	○	なし	○	○	○	○	○	○	×
フィリピン	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×
マレーシア	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×
ブルネイ	×	×	なし	×	○	○	×	×	○	×
ベトナム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
ミャンマー	なし	なし	なし	なし	○	△	—	×	×	×
ラオス	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○
カンボジア	○	×	○	×	○	○	○	×	○	○

の産業財産権の法制度、相違点、進出展開に応じた産業財産権活用の考え方について説明します。

#### 1. 各国の知的財産権の現状

① 知的財産権制度  
ASEANでは、EU特許法のような統合法が予定されていないため、国ごとの産業財産権の状況を知る必要があります。

図表①に示すようにミャンマ

ーを除いた各国が知的財産権制度を整備していますが、実際の効力については、国ごとに強弱があるようです。また、現在、特許法・実用新案法・意匠法・著作権法を備えていないミャン

マーでも、本年には商標法が施行されると仄聞（そくわん）しています。実用新案法については、ミャンマ

ーのほかに、ブルネイ・シンガポールでも備えられています。

著作権は、ベルヌ条約により国境を越えて各国での登録を要せず

に保護されます。なお、カンボジアの著作権は、五二年の万国著作権条約に基づくものです。

② 各国への産業財産権の出願

ASEANへの特許

・意匠・商標の出願は、各国での直接出願ルートか、日本国出願日に基づく優先権を主張して各国へパリ条約出願をするパリ条約ルートを利用できます。

さらに、特許出願については、日本国特許庁を經由して各国へ特許協力条約（PCT）に基づくPCT国際特許出願ルートがあり、商標登録出願については、日本国特許庁から世界的所有権機関（WIPO）を通じて各国での商標権を発生させるマドリッド協定議定書（マドプロ）ルートがあります。

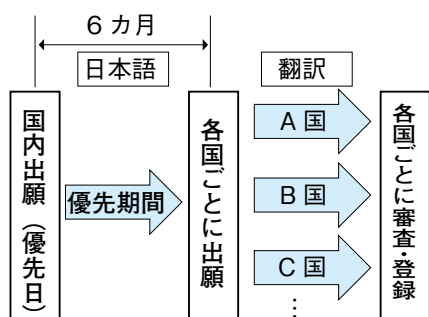
#### 2. 進出初期の知財戦略

ASEANへの進出は、(1)展示会等への出展、(2)輸出、(3)現地製造・販売、(4)現地での研究開発——の四パターンが考えられます。進出初期の(1)(2)を中心に説明します。

##### ① 先行すべき商標登録と方法

展示会や商談会での出展より商品名やデザインが明らかになります。したがって、展示会や商談会への出品前にASEANでの商標登録出願を済ませ、保護しておくべきです。東アジア

図表② 商標のパリ条約ルート



での悪意登録例を考慮すると、ハウスマークや主たるブランドやサービスマークについては、進出予定国には事前に商標登録出願を済ませておくことが肝要です。後手に回った登録無効手続等は、手間とコストを要する上に勝率も高いとはいえません。日本語（平仮名・カタカナ・漢字）の商標は、日本の良いイメージを想起するために盗用を誘発するものですが、ASEANの一般消費者にとっては読めない・理解できないものと考えられます。出願する国によっては、タイ語・ベトナム語またはインドネシア語の表音表記や英語名を併記する等、出願方法を工夫する必要があります。出願

する国は販売国を主にします。

なお、商標法施行前のミャンマーにおいては、新聞上での警告通知制度を利用して商標の保護を図ることが可能です。

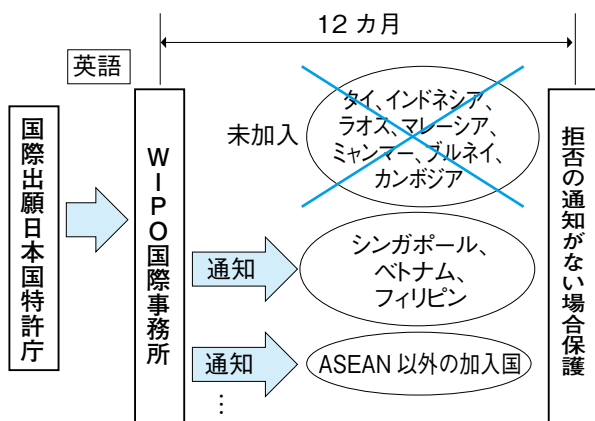
・パリ条約ルート

商標登録出願人は、日本の国内出願日から六カ月以内に、出願する各国にパリ条約に基づき優先権を主張して出願することができます（図表②）。各国では日本国内出願日を基準として審査されます。パリ条約ルートは費用対効果で出願国数が少ないときに有効です。

・マドプロルート

日本の特許庁に対して複数国を一括指定した国際出願をする、WIPOは各国の特許庁に連絡します。各国の特許庁から十二カ月以内に拒否の通知がない場合には、各国で商標権として保護されることとなります。マドプロルートは、日本の弁理士を通じて英語で行うためにコストを大幅に抑えることが可能です。国際出願は日本での出願または登録に基づいて行います。ASEANでは、タイ・インド

図表③ 商標のマドプロルート



判断による法執行と、行政処分による取り締まりが規定されています。しかしながら、裁判所での司法判断は長期化することが多く、またそこで納得できる判断が得られるとも限りません。また、行政処分による取り締まりは、模倣品に対する迅速な対応に有効ですが、損害賠償請求はできません。

②見える化戦略

ネシア・ラオス・ミャンマー（商標法なし）・マレーシア・ブルネイ・カンボジアが未加入なので、他国（中国・韓国・米国等）と併せることで、利用のメリットが出てきます（図表③）。  
②輸出の際の留意点  
輸出では、輸出品が各国の産業財産権に抵触しているか否かを事前調査する必要があります。  
③進出前の知的財産戦略  
ASEANの多くの国では、産業財産権違反に対して、司法

実用新案権の登録について、ASEANには考案の進歩性を不要とする国があります。さらに審査をしないで登録する無審査国もあり、早期権利化（約二年）されています。「小発明」として侵害判断が容易であるので、特許出願が権利化される前の排他権として機能します。意匠権や商標権は、侵害に際して外観から判断可能です。ASEANでは、特許戦略のみではなく、侵害判断が容易な権利を合わせ活用する「見える化戦略」を採用すべきです。